

対象となる建築物

バリアフリー化の整備が義務付けられている建築物の種類と規模は以下のとおりです。

対象用途（特別特定建築物）	対象規模
● 学校 ● 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） ● 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂 ● 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ● 老人ホーム、保育所その他これらに類する社会福祉施設 ● 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ● 博物館、美術館又は図書館 ● 旅客施設等 ● 公衆便所	全ての規模
● 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。） ● 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売業を営む店舗 ● 飲食店 ● 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ● 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積の合計 500㎡以上
● 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ● 集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。） ● 展示場 ● ホテル又は旅館 ● 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ● 公衆浴場 ● 料理店	床面積の合計 1,000㎡以上
● 共同住宅 ● 複合建築物	床面積の合計 2,000㎡以上

条例で新たに加えた用途：学校、保育所その他これらに類する社会福祉施設、一般公共の用に供しない体育館や水泳場など、料理店、共同住宅

小規模建築物・既存建築物バリアフリーガイドライン（素案）

すべての人が、身近な地域で自ら買い物をしたり、食事に出かけることが出来るように、人々の生活に密着した小規模施設や、既に人々の生活環境の一部となっている既存建築物のバリアフリー化を進めるため、「小規模建築物・既存建築物ガイドライン」を作成しています。

詳しくは、都市計画局のホームページをご覧ください。

ハートビル条例 小規模建築物・既存建築物バリアフリーガイドライン（素案）

▶ <http://www.toshikei.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/index.html>

ハートビル法（国土交通省ホームページ）

▶ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/hbl.html>

問合せ先——東京都都市計画局市街地建築部市街地企画課やさしいまちづくり推進担当

電話 03-5388-3345 FAX 03-5388-1356

発行日——平成16年2月

誰もが利用しやすい建物づくり

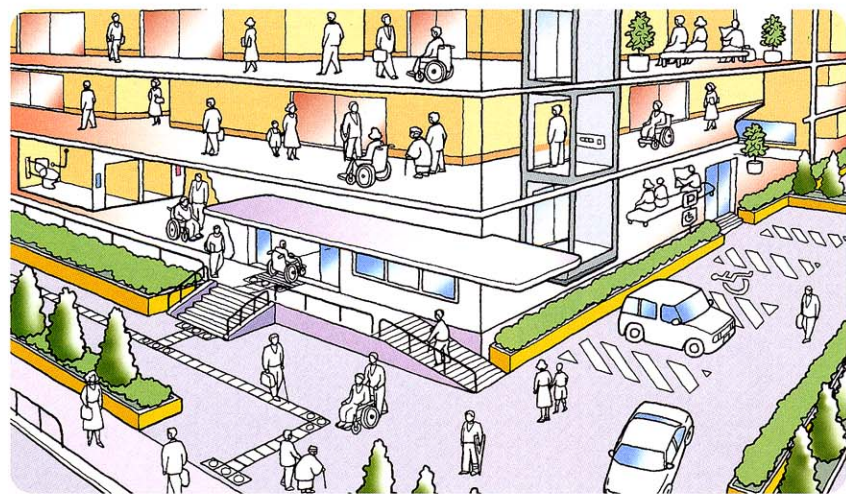
ハートビル条例ができました。

高齢者や障害者等、誰もが使いやすい建築物の整備を行い、やさしいまち東京を実現するため、ハートビル法（※）に基づき、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称ハートビル条例）」を制定しました。

施行日 平成16年7月1日

（※）高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

ハートビル条例の仕組み



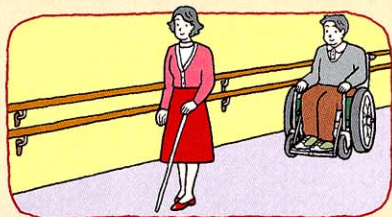
整備の 基準

(利用円滑化基準)

対象となる建物を新築、増築、用途変更するときは、廊下や階段等の特定施設を高齢者や身体障害者等が利用しやすいように整備しなければなりません。
青字は、条例により強化又は付加した基準です。

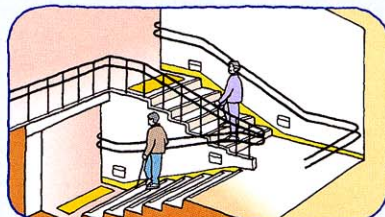
廊下等 (利用円滑化経路等の場合)

- 幅 $\geq 140\text{cm}$
- 階段や傾斜路に近接する部分に点状ブロック等の敷設 など



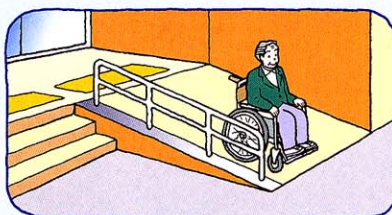
階段

- 幅 $\geq 120\text{cm}$
- 蹴上げ $\leq 18\text{cm}$ 、踏面 $\geq 26\text{cm}$
- 手すりの設置 など



傾斜路 (利用円滑化経路等の場合)

- 幅 $\geq 140\text{cm}$ 以上 (階段に代わるもの)
- 勾配 $\leq 1/12$
- 手すりの設置 など



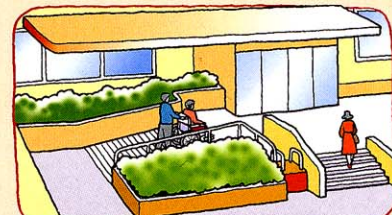
便所

- 車いすで利用できる空間の確保
- 車いすで利用できる旨の表示
- 床の滑りにくい仕上げ など



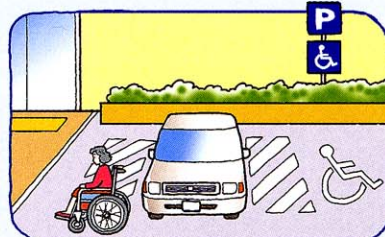
敷地内通路 (利用円滑化経路等の場合)

- 幅 $\geq 140\text{cm}$
- 段がある場合は傾斜路等 (勾配 $\leq 1/20$) の設置 など



駐車場

- 駐車場がある場合には、車いす使用者用駐車施設の設置及びその旨の表示 など



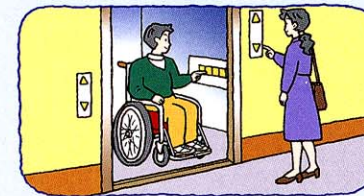
出入口 (利用円滑化経路等の場合)

- 幅 $\geq 85\text{cm}$
- 建物の主要な出入口の幅 $\geq 1\text{m}$
- 戸は、車いす使用者が通過しやすい構造



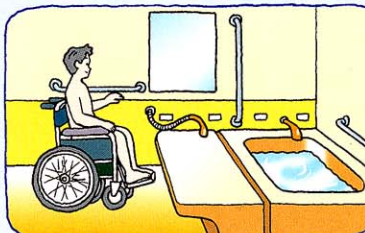
昇降機 (利用円滑化経路等の場合)

- かごの出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$
- かごの奥行き $\geq 135\text{cm}$
- 車いす使用者や視覚障害者等が利用しやすい操作盤等の設置 など



浴室等

- 車いすで利用できる空間の確保
- 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置 など



子育て支援環境の整備

- 授乳及びおむつ交換のできる場所の設置
- ベビーチェア等の整備の設置



共同住宅の特定施設の整備 (特定経路の場合)

- 廊下、階段、傾斜路、敷地内通路の幅 $\geq 120\text{cm}$
- 出入口の幅 $\geq 80\text{cm}$
- 傾斜路の勾配 $\leq 1/12$
- 昇降機のかごの奥行き $\geq 115\text{cm}$ など



◆バリアフリーの整備をする場所と利用円滑化経路等

ハートビル法及びハートビル条例において、バリアフリーの整備をしなければならない場所は、不特定多数者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定施設【廊下等、階段、傾斜路、便所、敷地内通路、駐車場、出入口、昇降機、浴室等】です (条例で付加した建物の場合は多数の者が利用する特定施設です)。

道等から目的となる部屋までの通路等のうち、特に重要な経路を利用円滑化経路等といい、利用円滑化経路等を構成する特定施設には、特に厳しい基準が求められています。

◆増築、改築、用途変更の場合の適用範囲

増築、改築、用途変更の場合に、バリアフリーの整備をしなければならない場所は、原則として、当該増築、改築、用途変更をした部分にある特定施設及び道等から当該増築、改築、用途変更をした部分までの経路です。